

## 大地震に備えましょう

大きな地震による揺れによってブロック塀の倒壊、家具などの転倒により、ケガ・死者・避難経路の封鎖などの被害が発生する可能性があります。平時から身の回りの安全を確認し、災害に備えましょう。

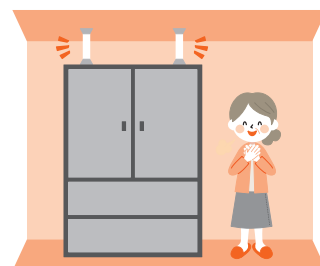
### ブロック塀の撤去に補助金が出ます

地震の揺れなどで倒壊の恐れのある道路・公共施設に面した高さ 60 センチ以上のブロック塀を撤去する場合に補助金が出ます。

**対象** ブロック塀を所有・管理する方でブロック塀を撤去する方（生垣や金属フェンスに作り直すための撤去費用は対象）※塀の作り直しは対象外

**補助金額** 1 敷地 10 万円まで

**申し込み** 撤去工事着手前に申込書（防災課にあります）を直接、防災課へ。



### 無償で家具を固定します

**対象** 70 歳以上の方、身体障害者手帳を所持している方、要支援以上の介護認定を受けている方で構成されている世帯の方

**固定対象家具** 居間、台所、寝室など普段生活している部屋に置かれている家具 4 点

**申し込み** 申込書（防災課にあります）を直接、防災課へ。

防災課 ☎ 66♦1208

## 軽自動車などの廃車、名義・住所変更手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在で課税台帳に登録されている所有者に、1 年分の税金が課税されます。廃車、譲渡、盗難などにより実際に所有していても、届出をしないといつまでも税金がかかります。4 月 1 日を過ぎてから届出をしても、月割計算や払い戻しはできません。原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車などを所有している方で、次に該当する方は必ず手続きをしてください。

- ① 現在使用しておらず、廃車手続きをしていない
- ② 転入・転出をして、車の住所変更をしていない
- ③ 友人、知人に譲渡して、名義変更をしていない



※ 3 月は窓口が大変混雑します。2 月中の届出がお勧めです。

※ 市外での名義・住所変更は届出先や届出に必要なものが異なる場合があります。事前にご確認ください。

車種	原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車	軽自動車		二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)
		軽二輪 (126 ~ 250 cc)	四輪・三輪	
届出先	税務課税政担当	全国軽自動車協会連合会 愛知事務所豊橋支所 ☎ 0532♦34♦4601	軽自動車検査協会 愛知主管事務所豊橋支所 ☎ 050♦3816♦1771 ※自動音声	中部運輸局愛知運輸支局 豊橋自動車検査登録事務所 ☎ 050♦5540♦2049 ※自動音声
届出に必要なもの	<b>&lt;廃車&gt;</b> ・印鑑 ・標識交付証明書 ・ナンバープレート  <b>&lt;名義変更&gt;</b> ・印鑑 (旧所有者、新所有者) ・標識交付証明書 ・ナンバープレート (市外の方へ譲渡する方)	<b>&lt;廃車&gt;</b> ・印鑑(所有者、使用者) ・自動車検査証(軽二輪 126 ~ 250 ccは軽自動車届出済証) ・ナンバープレート  <b>&lt;名義変更・住所変更&gt;</b> ・新使用者の住民票の写し ・自賠責保険証 ・印鑑(旧所有者、新所有者、新使用者) ・自動車検査証(軽二輪 126 ~ 250 ccは軽自動車届出済証) ・ナンバープレート(管轄が変更となる場合) ※手続きは、自家用自動車組合(蒲郡警察署北 ☎ 69♦5105)で代行します。 (別途代行手数料が必要)		

### ◆ 普通自動車の手続き

登録検査、廃車、名義・住所変更のお問い合わせは、豊橋自動車検査登録事務所(☎ 050♦5540♦2049〈自動音声〉)へ。

税務課 ☎ 66♦1115